

北海道大学 授業料減免申請のしおりD

(令和4年度後期)

目 次

- 1 : 北海道大学独自の授業料減免の概要・申請資格について 1
 - ・ 本学の授業料減免制度について
 - ・ 前後期一括申請の廃止について
 - ・ 「D : 北海道大学独自の授業料減免」の申請資格
 - ・ 学力基準
 - ・ 留年者、修業年限超過者の申請について
 - ・ 日本学生支援機構が実施する給付型奨学生について (旧制度)
 - 2 : 提出書類・申請書類の記入等について 4
 - ・ 提出書類等について
 - ・ 授業料減免申請書 (様式D1) の記入について
 - ・ 申請時の注意事項
 - ・ 被災学生の申請について (東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震)
 - 3 : 書類提出期限・判定結果・問い合わせ等について 10
 - ・ 申請書類の提出期間 (期限)
 - ・ 申請書類の提出窓口及び提出方法
 - ・ 判定結果が告知されるまでの注意事項
 - ・ 判定結果の告知・決定通知書について
 - ・ 問い合わせ窓口
 - 4 : 関係書類等一覧表 12
 - 5 : その他 15
 - ・ 授業料減免Dに関するQ & A
 - ・ 提出先
- 【申請書類様式一覧】**
- ・ 授業料減免申請書 (様式D1) 及び記入例
 - ・ 授業料減免申請書 (様式D2) 及び記入例
 - ・ 付属書類提出一覧表
 - ・ 様式1 年収見込証明書
 - ・ 様式2 年金・恩給所得内訳書
 - ・ 様式3 児童手当・児童扶養手当受給証明書
 - ・ 様式4-1 長期療養に係る医療費控除金額内訳書
 - ・ 様式4-2 長期療養に係る領収書等貼付用紙
 - ・ 様式5 無職・無収入申立書
 - ・ 様式6-1 家計支持者別居 (単身赴任等) に係る経費控除金額内訳書
 - ・ 様式6-2 家計支持者別居 (単身赴任等) に係る領収書等貼付用紙
 - ・ 様式7 退職金支給証明書
 - ・ 様式8 生活状況申立書

1：北海道大学独自の授業料減免の概要・申請資格について

本学の授業料減免制度について

本学では、授業料減免を次の二つの制度によって実施します。

C：高等教育の修学支援新制度に基づく授業料減免

対象学生＝日本人学部学生のみ

日本学生支援機構による「高等教育の修学支援新制度」において、「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」「区分Ⅲ」に認定された学生を対象に授業料を減免します。「区分Ⅰ」は「授業料の全額」，「区分Ⅱ」は「授業料の2/3」，「区分Ⅲ」は「授業料の1/3」が減免されます。

D：北海道大学独自の授業料減免

対象学生＝正規学生全員（学士・修士・博士・専門職大学院及び留学生）

ただし、令和2年度以降に入学した日本人学部1～3年生は、令和4年4月1日～令和4年9月30日（令和4年10月入学者・編入学者は令和3年10月1日～令和4年9月30日）に、学資負担者が死亡した、又は学生本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合のみ、対象となります。

「D：北海道大学独自の授業料減免」は、「全額減免」、「半額減免」、「1/4減免」の3区分で実施し、本学の授業料減免予算額の範囲内で減免対象者を決定します。減免対象者は、本学が定める学力基準及び家計基準の双方を満たした者のうち、家計困窮度の高い者から順に、全額減免、半額減免、1/4減免を決定します。

授業料減免予算額及び申請者数により、減免対象者数は毎年度、増減します。

<注意>

1. 令和2年度以降に入学した日本人学部1～3年生は、原則として「C：高等教育の修学支援新制度に基づく授業料減免」のみに申請することができます。ただし、令和4年4月1日～令和4年9月30日（令和4年10月入学者・編入学者は令和3年10月1日～令和4年9月30日）に、学資負担者が死亡した、又は学生本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合に限り、「D：北海道大学独自の授業料減免」に申請することができます。
2. 日本人学部4～6年生及び平成31年度（令和元年度）以前に入学した日本人学部1～3年生は、「C：高等教育の修学支援新制度に基づく授業料減免」「D：本学独自の授業料減免」のいずれか、もしくはC・D両方に申請することができます。
3. 大学院生（修士・博士・専門職大学院）及び全ての留学生は、「D：本学独自の授業料減免」のみに申請することができます。

このしおりでは、「D：北海道大学独自の授業料減免」について説明します。

前後期一括申請の廃止について

前後期一括申請は廃止となりましたので、学期毎（前期・後期）に申請が必要です。後期の授業料減免を希望する者は、後期も申請しなければなりません。

「D：北海道大学独自の授業料減免」の申請資格

申請する学期において全期間在学する者のうち、次のいずれかの条件に該当する者とします。なお、申請する学期の途中で休学、退学及び修了を予定している者は、申請できません。

- ①経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者（**令和2年度以降に入学した日本人学部1～3年生を除く**）
- ②令和4年4月1日～令和4年9月30日（令和4年10月入学者・編入学者は令和3年10月1日～令和4年9月30日）に、学資負担者が死亡し、又は学生本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者
※【東日本大震災】【熊本地震】【北海道胆振東部地震】については、地震発生後1年を経過していますが、特例として本項目に該当となります。
- ③上記②に準ずる、総長が相当と認める事由がある者

学力基準

以下の学力基準を満たさない者は不許可となります。ただし、母子父子家庭等の特別な理由がある場合は、学力基準が若干緩和されることがあります。なお、前述「D：北海道大学独自の授業料減免の申請資格」②に該当する場合及び後述「旧制度の給付奨学生」は、学力基準を満たすものとします。

【学部学生】

- ①学部等で定める標準修得単位数以上を修得した者で、減免申請時において通算GPAが2.70以上の者
- ②令和4年10月入学者は、①の学力基準を満たしているものとします。ただし、次学期以降は①の学力基準が適用されます。

【大学院生】

1. 修士課程及び専門職学位課程

- ①学院（研究科）等で定める標準修得単位数以上を修得した者で、減免申請時までの修得科目の学業成績の評定平均値が2.00（※）以上の者
※修得科目の秀：4，優：3，良：2，可：1とした総和を、修得した科目数で

除した値

②令和4年10月入学者は、①の学力基準を満たしているものとします。ただし、次学期以降は①の学力基準が適用されます。

2. 博士課程

①学院（研究科）等において、優秀と認められた者

②令和4年10月入学者は、①の学力基準を満たしているものとします。ただし、次学期以降は①の学力基準が適用されます。

留年者、修業年限超過者の申請について

留年、修業年限超過が1年を超えない場合は申請を認めますが、前年度に引き続き留年した者、修業年限超過が1年を超える者はいかなる理由があっても申請を認めません。申請が行われた場合、不許可となります。

なお、授業料減免の取扱いでは「休学期間は修業期間に含みます」ので、注意してください。（休学期間が累計で2年の者は、最終学年時に修業年限超過2年となります。）

※2ページの「D：北海道大学独自の授業料減免の申請資格」②に該当する場合及び次の「旧制度の給付奨学生」は、前年度に引き続き留年した者、修業年限超過が1年を超える者であっても申請することができます。

日本学生支援機構が実施する給付型奨学生について（旧制度）

日本学生支援機構が実施する旧制度の給付型奨学金受給者は、授業料を全額減免とします。申請の際は、次のことに注意してください。

1. 令和4年度北海道大学授業料減免申請書（様式D1）を提出してください。
2. 申請書1枚目の奨学金欄は、「旧制度」を○で囲んでください。
3. 奨学生証のコピーも提出してください。

ただし、令和4年度前期において、旧制度の給付型奨学金受給者として「D：北海道大学独自の授業料減免」に申請し、前期申請時と家族状況、修学状況、家計状況、通学区分等に変更がない者は、

①令和4年度北海道大学授業料減免申請書（様式D2）

②令和4年度課税（非課税）証明書（原本）

の2つを提出してください。詳細は、次ページをご覧ください。

2：提出書類・申請書類の記入等について

提出書類等について

提出書類は下記のとおりです。確認の上、不備のないように申請してください。

書類は全てA4で作成願います。源泉徴収票等、サイズがA4よりも小さいものは、A4用紙にコピーするかA4用紙に貼り付けてください。

提出書類

1. 令和4年度前期において、「D：北海道大学独自の授業料減免」に申請し、前期申請時と家族状況、修学状況、家計状況、通学区分等に変更がない者

※令和4年10月に修士課程から博士後期課程へ進学する者、前期において緊急授業料減免のみに申請した者、前期において「C：高等教育の修学支援新制度に基づく授業料減免」のみに申請した者は、様式D2での申請はできませんので、下記「2. 上記1以外の者」に記載の書類を提出してください。

①令和4年度北海道大学授業料減免申請書（[様式D2](#)）

②令和4年度課税（非課税）証明書（原本）

- ・市役所等で発行される最新の証明書を提出してください。
- ・「所得金額」及び市区町村民税の「所得割額」に数字が記載されているものを提出してください。
- ・原則として、令和4年1月1日時点で住民票のある役所から取得することとなります。
- ・自治体によって、証明書の名称は異なります。札幌市の場合は「所得（市・道民税）証明書」となります
- ・**所得の有無にかかわらず、同一生計の家族全員分の提出が必要です。申請学生本人の分も必要です。**申請学生以外の就学者及び未就学児童は不要です。
- ・海外在住等により、課税（非課税）証明書が発行されない場合は、任意様式の申立書を作成し、発行されない理由を記入のうえ提出してください。
- ・「住民税決定の決定・変更通知書」は、課税（非課税）証明書の代わりになりません。

2. 上記1以外の者

①令和4年度北海道大学授業料減免申請書（[様式D1](#)）

②付属書類提出一覧表

③令和4年度課税（非課税）証明書（原本）

- ・市役所等で発行される最新の証明書を提出してください。
- ・「所得金額」及び市区町村民税の「所得割額」に数字が記載されているものを

提出してください。

- ・原則として、令和4年1月1日時点で住民票のある役所から取得することとなります。
- ・自治体によって、証明書の名称は異なります。札幌市の場合は「所得（市・道民税）証明書」となります
- ・**所得の有無にかかわらず、同一生計の家族全員分の提出が必要です。申請学生本人の分も必要です。**申請学生以外の就学者及び未就学児童は不要です。
- ・源泉徴収票や確定申告書を提出する場合でも、課税（非課税）証明書は必要です。
- ・海外在住等により、課税（非課税）証明書が発行されない場合は、申請書の家庭事情記入欄もしくは任意様式の申立書に、発行されない理由を記入のうえ提出してください。
- ・「住民税決定の決定・変更通知書」は、課税（非課税）証明書の代わりになりません。

<以下は該当する書類を提出してください>

④令和3年分源泉徴収票（コピー可）【給与所得者の場合】

- ・令和3年1月以降の就職・転職等により、収入額が変わる場合は、様式1「年収見込証明書」を提出してください。
- ・給与所得者で確定申告をした場合は、確定申告書も併せて提出してください。

⑤令和3年分確定申告書（コピー可）【給与所得者以外（事業所得等）の場合】

- ・確定申告書は第一表（A表またはB表）の他、第二表等も全て提出してください。

⑥家庭状況によって提出を要する書類

- ・15ページの「関係書類等一覧表」を確認の上、該当する書類を提出してください。

授業料減免申請書（様式D1）の記入について

申請書は、できるだけパソコンで入力してください（署名を除く）。パソコンでの入力が困難な場合は手書きでも構いませんが、文字を消すことができる「消えるボールペン」や鉛筆、シャープペンシルは使わず、丁寧に記入してください。

また、記入例も参照の上、誤りや漏れがないように注意してください。

※収入（所得）の記入方法について

- 原則として前年1年間の収入となりますので、令和3年1～12月と令和4年1～12月の状況に変わりがない（同じ職場に勤務していて収入額に大幅な変動の

見込みがない) 場合は、令和3年分の源泉徴収票または確定申告書の金額を記入してください。

- 令和3年1月以降の就職・転職等により勤務先や収入額が変わっている場合や、勤務先は変わらないが収入額に大幅な変動が見込まれる場合は、年収見込証明書(様式1)を作成し、年収見込額を記入してください。自営業等で、第三者の証明が受けられない場合は、年間の収支見積明細書(様式自由)を添付し、事業所得見込額を証明してください。
- 令和4年1月以降に退職し、その後再就職していない場合は、令和4年1月から退職までの収入(見込)額を記入し、源泉徴収票または給与明細を提出してください。給与明細を提出する場合は、給与明細の余白に、退職年月日を記入してください(見込額の場合は、どのように計算したかも記入してください)。また、退職金を受給した場合は、様式7「退職金支給証明書」も提出してください。
- 令和4年1月以降に転職した場合は、「①令和4年1月から転職するまでの収入額」と「②転職後から令和4年12月までの収入見込額」の合計を記入してください。①の金額がわかる書類として、源泉徴収票または給与明細を提出してください。②の金額がわかる書類として、年収見込証明書(様式1)を提出してください。また、退職金を受給した場合は、様式7「退職金支給証明書」も提出してください。
- 児童手当、児童扶養手当等は、令和4年度分の受給予定額を記入してください。
- 申請者本人や兄弟等がアルバイトをしている(していた)場合も、源泉徴収票・確定申告書・給与明細等を提出するとともに、令和4年1～12月の収入(見込)額を計算し、「アルバイト」欄に記入してください。どのように計算したかについても、源泉徴収票等の余白に記入してください。
- 金額は千円単位(千円未満切捨)で記入してください。
- 12ページの関係書類等一覧を確認し、該当する事項がある場合には、その金額を記入するとともに、必要書類を提出してください。
- 日本学術振興会特別研究員・リーディングプログラム・フェローシップ等の研究奨励金は、奨学金の欄ではなく、「給与・役員報酬」の欄に記入してください。

【例1】源泉徴収票の金額を記入する場合

源泉徴収票の「支払金額」が6,202,740円なので、申請書の「給与・役員報酬」に「6,202（千円）」と記入してください。

令和3 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目		氏名	(受給者番号)																		
					(フリガナ)	ホクダイ タロウ																	
				氏名	(役職名)																		
					北大 太郎																		
種別	支払金額			給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額															
給与	千円			千円		千円		千円															
	内	6	202	740	4	420	000	1	103	701	235	700											
控除対象者の有無等	配偶者特別控除の有無	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)			社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額											
			特	定	老	人	其	他					特	別	其	他							
有	無	従	有	従	無	人	従	人	内	人	従	人	内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円
			2																				
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額										円 国民年金保険料等の金額			円		配偶者の合計所得		千円		円				
															個人年金保険料の金額		千円		円				
															旧長期損害保険料の金額		千円		円				
未 成 年 者	乙 欄	本人が障害者 特別 その他	寡 一 般	婦 特 別	寡 夫	勤 労 学 生	死 し 退 職	災 害 者	外 国 人	中途就・退職			受給者生年月日										
										就 職	退 職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日		
										*	3	8	1										
支払者	住所(居所)又は所在地																						
	氏名又は名称																						
整理欄	①																						

前年1月以降に就職・転職した場合、現勤務先の収入見込額は、源泉徴収票では確認できませんので、年収見込証明書(様式1)を使用して、現勤務先の収入見込額を証明してください。

【例2】確定申告書の金額を記入する場合

確定申告書の「所得金額」欄の「**営業等**」が4,500,000円なので、申請書の「事業所得」欄に、「4,500（千円）」と記入してください。また、「所得金額」欄の「**不動産**」が480,000円なので、申請書の「**利子・配当・家賃・地代**」の欄に、「480（千円）」と記入してください。なお、申請の際には、第一表、第二表等、全てを提出してください。

令和3年分の所得税の確定申告書B

住所：〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目

氏名：北大 太郎

生年月日：3.32.12.10

職業：学生

所得の種類：専業主婦

所得金額等 (単位は円)

収入金額等	専業等 ⑦	8,000,000	課税される所得金額 ⑲	4540000
	業農 ⑧		⑳ ①	480500
	不動産 ⑨	600,000	㉑	
	利子 ⑩		㉒	
	配当 ⑪		㉓	
	給与 ⑫		㉔	
	公的年金等 ⑬	4500000	㉕	
	その他 ⑭		㉖	
	総合課税 短期 ⑮		㉗	480500
	長期 ⑯		㉘	
	一時 ⑰		㉙	
所得金額	専業等 ①	4500000	源泉徴収税額 ㉚	0
	業農 ②		申告納税額 ㉛	480500
	不動産 ③	480000	予定納税額 ㉜	
	利子 ④		第3期分 納める税金の税額 ㉝	480500
	配当 ⑤		⑳-㉝	Δ
	給与 ⑥		配偶者の合計所得金額 ㉞	
	雑 ⑦	0	専従者給与(控除)額の合計額 ㉟	
	総合課税・一時 ⑧		青色申告特別控除額 ㊱	100000
	⑦+(⑧+⑨)×1/2		経所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額 ㊲	0

第一表 ○この用紙は控用です。

申請時の注意事項

1. 授業料減免は学期毎（前期・後期）に申請が必要です。後期の授業料減免を希望する者は、後期も申請しなければなりません。
2. 本しおり、申請書記入例等をよく読み、家族に家計状況等を十分確認の上、記入漏れ、誤記入及び不足書類がないように注意してください。書類不備は減免不許可となる場合があります。
3. 申請書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、減免結果を取り消すことがあります。
4. 金額の単位を間違えないように注意してください（千円単位：千円未満切捨）。
5. 外国人留学生については、別の申請書様式があります。

被災学生の申請について（東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震）

東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震の被災学生については、地震発生後1年を経過していますが、特例として、学部学生・大学院生ともに、本しおり2ページに記載されている「D：北海道大学独自の授業料減免の申請資格」②に該当します。申請の際は次のことに注意してください。

1. 申請書1枚目の特別控除欄「被災した世帯」に必ず○を付けてください。
2. 被災したことを証明する書類（被災又は罹災証明書）の提出が必要です。
※被災又は罹災証明書の他、本しおり4～5ページに記載の書類も必要です。
3. 被災額が証明できる書類（損壊した自宅の修繕の見積書、請求書等）がある場合は、そのコピーを提出してください。
4. 申請書2枚目の「家庭事情記入欄」に被災状況及び現在の状況を詳細に記入してください。

ただし、令和4年度前期において、東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震の被災者として「D：北海道大学独自の授業料減免」に申請し、前期申請時と家族状況、修学状況、家計状況、通学区分等に変更がない者は、

①令和4年度北海道大学授業料減免申請書（様式D2）

②令和4年度課税（非課税）証明書（原本）

の2つを提出してください。詳細は4ページをご覧ください。

3：書類提出期限・判定結果・問い合わせ等について

申請書類の提出期間（期限）

課程	学年	提出期間
学部	全ての学年	令和4年9月1日（木）
大学院		～令和4年9月30日（金）17時

申請書類は必ず上記期間内に提出してください。上記期間を過ぎての申請書類の提出は受け付けません。なお、期間内に提出できない書類がある場合は、事前に提出窓口までご相談ください。

申請書類の提出窓口及び提出方法

課程	学年	提出窓口
学部	1年生	高等教育推進機構4番B窓口
	水産学部2年生	
	上記以外	所属学部の担当窓口
大学院	全ての学年	所属学院（研究科）等の担当窓口

1. 申請方法は、原則として窓口持参又は郵送とします。郵送先は、学生が在籍する学部・学院（研究科）等の担当窓口宛とします。18ページ以降に郵送先住所等が掲載されておりますので、確認してください。封筒の表面には必ず「授業料減免申請書在中」と記載願います。なお、郵便が到着した旨の連絡は行いませんので、簡易書留等、ご自身で追跡確認できる方法で郵送願います。また、提出期限を過ぎて到着した郵便物は開封せず、そのまま返送します。消印有効ではありません。配達事情も考慮の上、郵送してください。
2. 学部・学院（研究科）等によっては、窓口を閉鎖している場合がありますので、事前に確認してください。
3. 窓口持参及び郵送による提出が困難な場合は、所属学部・学院（研究科）等の担当窓口にご相談ください。

判定結果が告知されるまでの注意事項

1. 判定結果が告知されるまでは、当該学期の授業料の納入が猶予されますので、授業料を納入しないように注意してください。口座振替の手続きをしている者は、判定結果が告知されるまで引き落としはされません。

2. 授業料減免に申請した後、学籍に異動が生じる場合（休学，退学，修了等）は，速やかに高等教育推進機構4番B窓口又は所属学部・学院（研究科）等の窓口申し出て下さい。
3. 申請受付後でも，書類の不備や確認が必要な事項がある場合は，追加書類の提出を求めたり，事実確認をすることがあります。本学から連絡があった際は，速やかに対応して下さい。

判定結果の告知・決定通知書について

- ・判定結果については，掲示板及び本学ホームページ等にて告知する予定です。（1月上旬予定）
- ・掲示場所：高等教育推進機構掲示板③及び各学部・学院（研究科）等の掲示板
- ・告知後，速やかに決定通知書を次の窓口で受け取ってください。

課程	学年	提出窓口
学部	1年生	高等教育推進機構4番B窓口
	水産学部2年生	
	上記以外	所属学部の担当窓口
大学院	全ての学年	所属学院（研究科）等の担当窓口

【注意事項】

1. 学部・学院等によっては，決定通知書を郵送またはメールで交付する場合がありますので，事前に確認して下さい。
2. 判定結果が全額減免以外の場合は，おって本学財務部経理課から「授業料納入のお知らせ」を送付しますので，案内に基づき授業料を納入して下さい。
 ※「授業料納入のお知らせ」は授業料減免の決定通知書ではありません。決定通知書は，申請者（学生）本人が所定の窓口で受け取ってください。
3. 上記窓口で受け取ることが難しい場合は，事前にご相談ください。

問い合わせ窓口

○授業料減免について

北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当

TEL (011)706-7530 (直通) [高等教育推進機構4番窓口]

E-MAIL syogaku[at]academic.hokudai.ac.jp ([at]を@に変えてください)

○授業料の納入方法等について

北海道大学財務部経理課収入担当

TEL (011)706-2048 (直通)

4：関係書類等一覧表

課税（非課税）証明書，住民票，戸籍謄本については，市区町村で発行されたもの（原本）を提出してください。それ以外の関係書類はコピーで構いません。

区 分	関係書類等	発行場所等
<p>・独立生計者</p> <p>①所得税法上，父母や配偶者等の扶養親族ではなく，②健康保険法上の被保険者となっており，③独立して生活するために必要な収入があり，④父母等と別居・独立していることが確認できる者</p> <p>※父母と絶縁状態等，特別な事情があり，独立生計者として申請せざるをえない者は，申請書の「家庭事情記入欄」に記入するか，任意様式の申立書を作成し，状況の詳細を説明してください。</p>	<p>課税（非課税）証明書，国民健康保険等の保険証のコピー，世帯全員分の住民票，様式8「生活状況申立書」を提出してください。</p> <p>※国民健康保険への切り替えを申請中の者は，切り替え申請中であることが確認できる書類を提出してください。</p> <p>※住民票の転出手続きをしておらず，住民票上では父母等と同一世帯になっている者は，世帯全員分の住民票に加えて，申請者の現住所が確認できる種類（公共料金の通知ハガキ等）を提出してください。</p> <p>※住民票の転出手続きをしておらず，保険証の被保険者が父母等となっている場合は，健康保険料を自分で支払っていることがわかる書類（通帳の名義部分及び引き落とされた部分のコピー等）を提出してください。</p>	<p>・市区町村</p>
<p>・就職，転職</p> <p>令和3年1月以降の就職・転職等により勤務先や収入額が変わっている場合</p> <p>※令和4年1～12月に収入がある（見込まれる）者は，収入に関する書類が必要です。</p>	<p>様式1「年収見込証明書」を提出してください。</p> <p>年収見込証明書の提出が困難な場合は，給与明細・通帳・契約書（時給等が記載されたもの）等を提出するとともに，令和4年1～12月の収入見込額を計算してください。また，どのように計算したかについても，余白に記入してください。</p>	<p>・勤務先</p>
<p>・年金，恩給受給者</p> <p>※同一生計に祖父母がいる場合は必ず確認してください。</p>	<p>様式2「年金・恩給所得内訳書」に記入し，年金額決定通知のはがき等，年金額が確認できる書類のコピーとともに提出してください。</p> <p>※非課税の年金（障害年金，遺族年金等）についても対象となるので，必ず申請書に記入の上，上記書類を提出してください。</p>	<p>・日本年金機構</p> <p>・都道府県保険課</p> <p>・市区町村等</p>
<p>・失業手当受給者</p>	<p>雇用保険受給資格者証のコピーを提出してください。</p>	<p>・ハローワーク</p>
<p>・児童手当，児童扶養手当受給者</p>	<p>様式3「児童手当・児童扶養手当受給証明書」に記入し，受給期間及び受給金額がわかる通知書等のコピーとともに提出してください。</p>	<p>・市区町村</p>
<p>・生活保護費受給者</p>	<p>保護決定通知書（受給額が確認できる書類）のコピーを提出してください。</p>	<p>・市区町村</p>

区 分	関係書類等	発行場所等
<ul style="list-style-type: none"> 退職金受給者 臨時所得があった場合 令和4年4月～令和4年9月に、退職金の受給または臨時的所得があった場合 	①退職金受給の場合 様式7「退職金支給証明書」を提出してください。 ②臨時的所得の場合 保険金、退職一時金、資産の譲渡金、山林所得等の支払証明書のコピーを提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 勤務していた会社 保険会社等
<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書に記載されていない補助金等を受給している場合 	補助金等に関する通知書（補助金等の金額がわかるもの）のコピーを提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 国 都道府県 市区町村
<ul style="list-style-type: none"> 無職，無収入の者 就学者を除く18歳以上の者が無職又は無収入の場合 	別紙様式5「無職・無収入申立書」を提出してください。 ※専業主婦も提出が必要です。 ※無職であっても、年金等により一定の所得がある場合は提出の必要はありません。 ※家計支持者が無職・無収入の場合は様式8「生活状況申立書」も提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 該当者の申立
<ul style="list-style-type: none"> 家計支持者が無職，無収入の世帯 世帯全体の総収入（所得）額が200万円以下の世帯 	様式8「生活状況申立書」を提出してください。 ※家計支持者が無職・無収入の場合は様式5「無職・無収入申立書」も提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 家計支持者の申立
<ul style="list-style-type: none"> 母子父子世帯 	全員分の戸籍謄本（戸籍全部事項証明）を提出してください。 ※戸籍謄本では母子父子世帯であることを証明できない等、特別な事情がある場合は、証明できる書類を提出するとともに、申請書の「家庭事情記入欄」に記入するか、任意様式の申立書を作成し、状況の詳細を説明してください。	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村 社会福祉事務所等 都道府県
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者がいる世帯 	障害者手帳の氏名、障害等が確認できるページのコピーを提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村等
<ul style="list-style-type: none"> 被爆者がいる世帯 	被爆証明書、被爆者健康手帳等、被爆したことのわかる書類のコピーを提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村
<ul style="list-style-type: none"> 長期療養者がいる世帯 令和4年10月1日時点で6か月以上の期間療養中又は療養を認められる者 ※領収書等がないものは認められません 	診断書、様式4-1「長期療養に係る医療費控除金額内訳書」、様式4-2「長期療養に係る領収書等貼付用紙」を提出してください。 ※ <u>老人ホームの入所費、介護サービスの利用負担額、保険外診療の特別室料・オムツ代・文書料等については対象外です。</u> ※保険金、損害賠償等で補填された金額については、証明書等を添付の上、申請書1ページ目の一時所得（給与以外の所得金額）に記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> 医師（病院） 薬局 市区町村等

区 分	関係書類等	発行場所等
<ul style="list-style-type: none"> • 家計支持者が単身赴任等のため別居している世帯 ※住居費・光熱水費のみ対象	様式6-1「家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額内訳書」、様式6-2「家計支持者別居（単身赴任等）に係る領収書等貼付用紙」（領収書、預金通帳等の写しを貼り付け）を提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 家計支持者が証明
<ul style="list-style-type: none"> • 家計支持者死亡 • 風水害等の災害 	○死亡 死亡証明書等（死亡の事実がわかる書類）のコピー、退職金・死亡保険金の金額・受給日がわかる証明書等のコピー ○災害 被災（罹災）証明書及び被災金額を証明できる書類のコピー、保険金・損害賠償等で補填された金額の証明書のコピー ※被災金額を証明できる書類がない場合は被災（罹災）証明書のみ提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 市区町村 • 消防署 • 警察署 • 勤務していた会社 • 保険会社等
<ul style="list-style-type: none"> • 日本学術振興会特別研究員、リーディングプログラム、フェローシップ等の奨励金受給者 	採用期間、金額のわかる書類を提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 日本学術振興会等
<ul style="list-style-type: none"> • 日本学生支援機構の旧制度給付奨学金受給者 	奨学生証のコピーを提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 日本学生支援機構

5：その他

授業料減免Dに関するQ & A

問い合わせが多い事項を抜粋しておりますので、参考にしてください。

- Q 1 授業料減免の書類提出期限に間に合わないのですが、後日提出でもいいですか？
- A 1 後日提出は認めません。授業料減免の申請期間については、申請予定者が書類を取り揃えて提出するまでの時間を十分考慮して設定しています。また、期限を守って書類を提出している他の申請者との公平性も踏まえて、特定の方にだけ期限を超えて申請を認めることはできません。必ず書類提出期限までに申請してください。
- Q 2 源泉徴収票のコピーを提出しますが、「課税（非課税）証明書」の提出も必要ですか？
- A 2 「課税（非課税）証明書」も必要ですので、提出してください。
- Q 3 同一生計の大学生の兄がアルバイトをしています。アルバイト収入の源泉徴収票を提出しますが、「課税（非課税）証明書」も必要ですか？
- A 3 必要ありません。申請者本人以外の就学者については、源泉徴収票または給与明細等の提出は必要（収入がある場合）ですが、「課税（非課税）証明書」は提出不要です。
- Q 4 前回の授業料減免申請時に提出した「課税（非課税）証明書」を再度提出してもいいですか？
- A 4 市役所等で最新のを改めて取得し、提出してください。
- Q 5 「住民票」の提出は必要ですか？
- A 5 独立生計者として申請する場合は必要ですが、それ以外の場合は不要です。また、戸籍謄本では母子父子家庭であることを証明できない場合、住民票を提出し、状況の詳細を申請書等に記入することで、母子父子家庭として認められる場合があります。
- Q 6 独立生計としての申請を希望していますが、新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイトを解雇され収入がなく、貸与奨学金と貯金の取り崩しで生活しているため、実質的に収入はゼロです。「関係書類等一覧表」には、独立生計の条件として「③独立して生活するために必要な収入が

あり」と書かれていますが、独立生計として認められますか？

- A 6 アルバイト収入がなくても、生活できる家計状況にあれば、独立生計として認められます。「様式8 生活状況申立書」に家計状況を記入するとともに、申請書の「家庭事情記入欄」において、アルバイト収入がなくても生活できることを説明してください。
- Q 7 長期療養者にかかる領収書の一部が見当たりません。どうしたらよいですか？
- A 7 領収書等の証明できる書類が必要です。申請書には、領収書等を提出できる分の金額を記入してください。
- Q 8 前期の判定結果は全額減免となりましたが、後期の判定結果も同じ全額減免になりますか？
- A 8 授業料減免の判定は、前期と後期、それぞれ行います。したがって、後期に申請者数が増加し、家計困窮度の高い者が上位に増えれば、前期に全額減免であったとしても、後期で半額減免や不許可となる場合があります。
- Q 9 「C：高等教育の修学支援新制度に基づく授業料減免」と「D：北海道大学独自の授業料減免」の両方に申請した場合、授業料減免の判定（減免額）はどのようになりますか？
- A 9 「C：高等教育の修学支援新制度に基づく授業料減免」と「D：北海道大学独自の授業料減免」それぞれの判定結果のうち、減免額の大きい方が最終的な判定結果となります。

C：新制度判定	D：本学独自制度判定	最終判定
区分Ⅰ（全額減免）	全額減免	全額減免
区分Ⅱ（2/3減免）	全額減免	全額減免
〃	半額減免	2/3減免
〃	1/4減免	2/3減免
〃	不許可	2/3減免
区分Ⅲ（1/3減免）	全額減免	全額減免
〃	半額減免	半額減免
〃	1/4減免	1/3減免
〃	不許可	1/3減免
不許可 or 未申請	全額減免	全額減免
〃	半額減免	半額減免
〃	1/4減免	1/4減免
〃	不許可	不許可

Q10 減免判定結果は保護者に通知されますか？

A10 減免判定結果は、掲示等により申請者（学生）に告知し、決定通知書を交付します。保護者への減免判定結果の通知は行っておりません。

Q11 兄弟が他大学に在籍し、兄弟の授業料減免の判定結果と異なる結果でした。なぜですか？

A11 授業料減免は各大学で制度が異なります。よって、減免の判定結果が他大学に在籍している兄弟の判定結果と異なることがあります。

Q12 授業料減免の結果が不許可となった理由を教えてください。

A12 判定結果は、「年収が〇〇円」といった絶対評価だけで決定されるものではありません。他申請者との比較のほか、予算の制約もあります。判定理由は、他申請者の個人情報保護の観点からお答えできませんのでご了承ください。

なお、申請書類に不備等があった場合も、不許可になることがありますので、記入漏れ、誤記入及び不足書類がないように注意してください。また、学力基準や留年・修業年限の条件を満たさなかった場合も不許可となります。

提出先 Submission locations

所属する学部・学院（研究科）等の事務へ提出してください。郵送の場合は、封筒の表に「授業料減免申請書類在中」とお書きください。

Please submit the application materials to your school/graduate school office.

-
- ①申請者の所属先（令和4年10月1日現在）
school/graduate school (as of 1st October, 2022)
 - ②送り先住所
Address
 - ③メールアドレス（[at]を@に変えてください）
E-mail Address (Please change [at] to @.)

-
- ①文学部/大学院文学院
 - ②〒060-0810
札幌市北区北10条西7丁目
北海道大学 文学事務部 教務担当
 - ③lkyom[at]let.hokudai.ac.jp
 - ①School of Humanities and Human Sciences/Graduate School of Humanities and Human Sciences
 - ②〒060-0810
Kita 10, Nishi 7, Kita-ku, Sapporo
Hokkaido University Graduate School of Humanities and Human Sciences (Kyomu)
 - ③lkyom[at]let.hokudai.ac.jp
-

①法学部/法学研究科/法科大学院

②〒060-0809

札幌市北区北9条西7丁目

北海道大学 法学部事務部 学事担当

③gakuji[at]juris.hokudai.ac.jp

①School of Law/Graduate School of Law/Law School

②〒060-0809

Kita 9, Nishi7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Law (Gakuji)

③gakuji[at]juris.hokudai.ac.jp

①大学院情報科学院

②〒060-0814

札幌市北区北14条西9丁目

北海道大学 情報科学研究院事務課 教務担当

③kyomu-stu[at]ist.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Information Science and Technology

②〒060-0814

Kita 14, Nishi 9, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Information Science and Technology (Kyomu)

③kyomu-stu[at]ist.hokudai.ac.jp

①水産学部（3～4年生）/大学院水産科学院

②〒041-8611

函館市港町3-1-1

北海道大学 函館キャンパス事務部 学生担当

③gakusei[at]fish.hokudai.ac.jp

①School of Fisheries Sciences (Junior, Senior)/Graduate School of Fisheries Sciences

②〒041-8611

3-1-1, Minato-cho, Hakodate

Hokkaido University Office of Hakodate-campus (gakusei)

③gakusei[at]fish.hokudai.ac.jp

①大学院環境科学院

②〒060-0810

札幌市北区北10条西5丁目

北海道大学 環境科学事務部 教務担当

③kyomu[at]ees.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Environmental Science

②〒060-0810

Kita 10, Nishi 5, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Environmental Science
(Kyomu)

③kyomu[at]ees.hokudai.ac.jp

①理学部

②〒060-0810

札幌市北区北10条西8丁目

北海道大学 理学・生命科学事務部事務課 教務担当

③rkyo1[at]sci.hokudai.ac.jp

①School of Science

②〒060-0810

Kita 10, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of School of Science (Kyomu)

③rkyo1[at]sci.hokudai.ac.jp

①大学院理学院

②〒060-0810

札幌市北区北10条西8丁目

北海道大学 理学・生命科学事務部事務課 大学院教育担当

③r-gakuin[at]sci.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Science

②〒060-0810

Kita 10, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Graduate School Educational Affairs Section, Science and Life Science
Administration

Department, Hokkaido University (Daigakuin)

③r-gakuin[at]sci.hokudai.ac.jp

①農学部/大学院農学院

②〒060-8589

札幌市北区北9条西9丁目

北海道大学 農学・食資源学事務部 学生支援担当

③kyomu[at]agr.hokudai.ac.jp

①School of Agriculture/Graduate School of Agriculture

②〒060-8589

Kita 9, Nishi 9, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Global Food Resources
(Gakusei Shien)

③kyomu[at]agr.hokudai.ac.jp

①大学院生命科学院 Graduate School of Life Science

①-1 ①-2 以外の学生

②-1 〒060-0810

札幌市北区北10条西8丁目

北海道大学 理学・生命科学事務部事務課 大学院教育担当

③-1 r-gakuin[at]sci.hokudai.ac.jp

①-1 Students who belong to other than ①-2.

②-1 〒060-0810

Kita 10, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Graduate School Educational Affairs Section, Science and Life
Science Administration Department, Hokkaido University (Daigakuin)

③-1 r-gakuin[at]sci.hokudai.ac.jp

①-2 臨床薬学専攻及び生命科学専攻生命医薬科学コース所属の学生

②-2 〒060-0812

札幌市北区北12条西6丁目

北海道大学 薬学事務部 教務担当

③-2 kyomu[at]pharm.hokudai.ac.jp

①-2 Division of Life Science, Biomedical and Pharmaceutical Science
Course and Division of Clinical Pharmacy Students

②-2 〒060-0812

Kita 12, Nishi 6, Kita-ku, Sapporo

Academic Affairs Section, Administration of School of Pharmaceutical
Sciences and Pharmacy, Hokkaido University (Daigakuin)

③-2 kyomu[at]pharm.hokudai.ac.jp

①教育学部/大学院教育学院

②〒060-0811

札幌市北区北11条西7丁目

北海道大学 教育学事務部 教務担当

③edkyomu[at]edu.hokudai.ac.jp

①School of Education/Graduate School of Education

②〒060-0811

Kita11, Nishi7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Education (Kyomu)

③edkyomu[at]edu.hokudai.ac.jp

①大学院国際広報メディア・観光学院

②〒060-0817

札幌市北区北17条西8丁目

北海道大学 メディア・観光学事務部 教務担当

③kyomu[at]imc.hokudai.ac.jp

①Graduate School of International Media, Communication, and Tourism Studies

②〒060-0817

Kita 17, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Academic affairs section, Graduate School of International Media, Communication, and Tourism Studies, Hokkaido University

③kyomu[at]imc.hokudai.ac.jp

①医学部保健学科/大学院保健科学院

②〒060-0812

札幌市北区北12条西5丁目

北海道大学 保健科学研究所事務課 教務担当

③kyomu[at]hs.hokudai.ac.jp

①School of Medicine (Health Sciences)/Graduate School of Health Sciences

②〒060-0812

Kita 12, Nishi 5, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Health Sciences (Kyomu)

③kyomu[at]hs.hokudai.ac.jp

①工学部/大学院工学院

②〒060-8628

札幌市北区北13条西8丁目

北海道大学 工学系事務部教務課 学生支援担当

③k-gaksei[at]eng.hokudai.ac.jp

①School of engineering/Graduate School of Engineering

②〒060-8628

Kita 13, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Engineering (Kyomu Gakusei Shien)

③k-gaksei[at]eng.hokudai.ac.jp

①大学院総合化学院

②〒060-8628

札幌市北区北13条西8丁目

北海道大学 総合化学院事務室 教務担当

③c-sougou[at]cse.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Chemical Sciences and Engineering

②〒060-8628

Kita 13, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Chemical Sciences and Engineering (Kyomu)

③c-sougou[at]cse.hokudai.ac.jp

①経済学部/大学院経済学院

②〒060-0809

札幌市北区北9条西7丁目

北海道大学 経済学事務部 教務担当

③ecokyomu[at]jimuhokudai.ac.jp

①School of Economics and Business/Graduate School of Economics and Business

②〒060-0809

Kita 9, Nishi7, Kita-ku, Sapporo

Student Affairs Office, School/Graduate School of Economics and Business, Hokkaido University

③ecokyomu[at]jimuhokudai.ac.jp

①医学部医学科

②〒060-8638

札幌市北区北15条西7丁目

北海道大学 医学系事務部総務課 医学科教務担当

③kyomu[at]med.hokudai.ac.jp

①School of Medicine

②〒060-8638

Kita 15, Nishi 7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University School of Medicine (Kyomu)

③kyomu[at]med.hokudai.ac.jp

①大学院医学院

②〒060-8638

札幌市北区北15条西7丁目

北海道大学 医学系事務部総務課 医学院教務担当

③d-tanto[at]med.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Medicine

②〒060-8638

Kita 15, Nishi 7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Medicine (Kyomu)

③d-tanto[at]med.hokudai.ac.jp

①歯学部/大学院歯学院

②〒060-8586

札幌市北区北13条西7丁目

北海道大学 歯学事務部 教務担当

③kyomu[at]den.hokudai.ac.jp

①School of Dental Medicine/Graduate School of Dental Medicine

②〒060-8586

Kita 13, Nishi 7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Dental Medicine (Kyomu)

③kyomu[at]den.hokudai.ac.jp

①獣医学部/大学院獣医学院

②〒060-0818

札幌市北区北18条西9丁目

北海道大学 獣医学系事務部 教務担当

③kyomu[at]vetmed.hokudai.ac.jp

①School of Veterinary Medicine/Graduate School of Veterinary Medicine

②〒060-0818

Kita 18, Nishi 9, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Veterinary Medicine
(Kyomu)

③kyomu[at]vetmed.hokudai.ac.jp

①大学院医理工学院

②〒060-8638

札幌市北区北15条西7丁目

北海道大学 医学系事務部総務課 医理工学院教務担当

③d-tanto[at]med.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Biomedical Science and Engineering

②〒060-8638

Kita 15, Nishi 7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Biomedical Science and
Engineering (Kyomu)

③d-tanto[at]med.hokudai.ac.jp

①大学院国際感染症学院

②〒060-0818

札幌市北区北18条西9丁目

北海道大学 獣医学系事務部 教務担当

③kyomu[at]vetmed.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Infectious Diseases

②〒060-0818

Kita 18, Nishi 9, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Infectious Diseases
(Kyomu)

③kyomu[at]vetmed.hokudai.ac.jp

①大学院国際食資源学院

②〒060-8589

札幌市北区北9条西9丁目

北海道大学 農学・食資源学事務部 学生支援担当

③kyomu[at]agr.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Global Food Resources

②〒060-8589

Kita 9, Nishi 9, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Global Food Resources
(Gakusei Shien)

③kyomu[at]agr.hokudai.ac.jp

①公共政策大学院

②〒060-0809

札幌市北区北9条西7丁目

北海道大学 法学部事務部 学事担当

③gakuji[at]juris.hokudai.ac.jp

①Public Policy School

②〒060-0809

Kita 9, Nishi7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Law (Gakuji)

③gakuji[at]juris.hokudai.ac.jp

①薬学部

②〒060-0812

札幌市北区北12条西6丁目

北海道大学 薬学事務部 教務担当

③kyomu[at]pharm.hokudai.ac.jp

①School of Pharmaceutical Sciences and Pharmacy

②〒060-0812

Kita 12, Nishi 6, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Faculty Pharmaceutical Sciences (Kyomu)

③kyomu[at]pharm.hokudai.ac.jp

①学部1年生と水産学部（2年生のみ）

②〒060-0817

札幌市北区北17条西8丁目

北海道大学 学務部学生支援課 奨学支援担当

③syogaku[at]academic.hokudai.ac.jp

①Freshman, School of Fisheries Sciences (Sophomore)

②〒060-0817

Kita 17, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Academic Affairs Department Student Support Division

③syogaku[at]academic.hokudai.ac.jp

①現代日本学プログラム課程

②〒060-0817

札幌市北区北17条西8丁目

北海道大学 学務部教育推進課 現代日本学プログラム・ISP担当

③mjsp[at]oia.hokudai.ac.jp

①Modern Japanese Studies Program (MJSP)

②〒060-0817

Kita 17, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Academic Affairs Department Educational Promotion
Division Modern Japanese Studies Program (MJSP)

③mjsp[at]oia.hokudai.ac.jp

①ISP（1年次のみ）

②〒060-0817

札幌市北区北17条西8丁目

北海道大学 学務部教育推進課 現代日本学プログラム・ISP担当

③isp[at]oia.hokudai.ac.jp

①1st-year students, Integrated Science Program (ISP)

②〒060-0817

Kita 17, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Academic Affairs Department Educational Promotion
Division Integrated Science Program (ISP)

③isp[at]oia.hokudai.ac.jp